

二酸化炭素の貯留事業に関する法律に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等の一部を改正する訓令案

○二酸化炭素の貯留事業に関する法律に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準について（20240711 資第3号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
第1 申請に対する処分	第1 申請に対する処分
1. 審査基準 （1）法第4条第1項の規定による<u>貯留事業等</u>の許可 法第4条第1項の規定による<u>貯留事業等</u>の許可に係る審査基準については、法第5条第1項各号に許可の基準が規定されているところであり、より具体的には次のとおりとする。 ① 第1号関係 試掘を適確に遂行するに足る経理的基礎及び技術的能力を有し、かつ、十分な社会的信用を有することを確認する趣旨の基準であり、より具体的には、例えば次のような場合とする。 ア. 経理的基礎を有するとは、例えば、次のような場合とする。 ・二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行規則（令和<u>8</u>年経済産業省令第50号。以下「省令」という。）の規定に基づき申請書に添付する資金の調達方法を確認するために必要となる書類等により、<u>貯留事業等</u>を行うための資金が現にあること又は<u>貯留事業等</u>を行うための資金の調達が確実に行われる見込みがあることを示している場合 ・申請書に添付する貸借対照表及び損益計算書により、債務超過の状態にないことを示している場合。ただし、申請者が債務超過の状態にあることを以て、直ちに不許可とするものではなく、試掘を行うための資金の調達が可能である理由を申請者に求め、合理的な理由が提出された場合には、経理的基礎を有するものとして取り扱うものとする。 ・申請書に添付する法第124条第1項の損害の賠償が生じた場合に備えた支払い能力を証する書面について、付保証明書、保険の契約予定を証明	1. 審査基準 （1）法第4条第1項の規定による<u>試掘</u>の許可 法第4条第1項の規定による<u>試掘</u>の許可に係る審査基準については、法第5条第1項各号に許可の基準が規定されているところであり、より具体的には次のとおりとする。 ① 第1号関係 試掘を適確に遂行するに足る経理的基礎及び技術的能力を有し、かつ、十分な社会的信用を有することを確認する趣旨の基準であり、より具体的には、例えば次のような場合とする。 ア. 経理的基礎を有するとは、例えば、次のような場合とする。 ・二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行規則（令和6年経済産業省令第76号。以下「省令」という。）の規定に基づき申請書に添付する資金の調達方法を確認するために必要となる書類等により、<u>試掘</u>を行うための資金が現にあること又は<u>試掘</u>を行うための資金の調達が確実に行われる見込みがあることを示している場合 ・申請書に添付する貸借対照表及び損益計算書により、債務超過の状態にないことを示している場合。ただし、申請者が債務超過の状態にあることを以て、直ちに不許可とするものではなく、試掘を行うための資金の調達が可能である理由を申請者に求め、合理的な理由が提出された場合には、経理的基礎を有するものとして取り扱うものとする。 ・申請書に添付する法第124条第1項の損害の賠償が生じた場合に備えた支払い能力を証する書面について、付保証明書、保険の契約予定を証明

する書面、賠償に係る準備金を証明する書面等の提出を求め、当該書面等により賠償能力を有していると確認できる場合

イ. 技術的能力を有するとは、例えば、次のような場合とする。

- ・申請書に添付する事業計画書、主たる技術者の履歴書等により、試掘を実施するに当たり必要となる技術者の体制が構築されているほか、主たる技術者が許可貯留区域等における貯留事業等及び法第 12 条第 1 項の政令で定めるものの開発に係る事業（諸外国においてこれらに相当するものを含む。）に従事した経験があると確認できる場合

ウ. 十分な社会的信用を有するとは、例えば、次のような場合とする。なお、以下に掲げる事項はあくまで例示であり、特定の事項への該当又は非該当を以て直ちにその適格性を判断するためのものではなく、個別具体的な事例に照らして総合的に評価し、その事例から貯留事業等の許可を与えることが著しく不適当な場合についてのみ、不許可処分を行うものとする。

- ・反社会的行為に関与したことがない場合
- ・故意又は重過失により我が国の法令又は諸外国の法令の規定に違反に違反し、当該法令の規定に基づき行政処分を受けたことがない場合
- ・国内外における他産業の利益を無視するなどの強引な石油・天然ガス等の開発又は貯留事業等を実施したことがない場合

② 第 2 号関係

法に規定されているとおりであり、更に具体的な基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

③ 第 3 号関係

二酸化炭素の安定貯蔵を確保するための基準であり、より具体的には、例えば、次のような場合とする。

ア. 貯留構造及び遮蔽構造の存在が示唆されるとともに、長期にわたって二酸化炭素を安定的に貯蔵し得る地質環境の安定性に問題がないことの推定が示されている場合

イ. 貯留区域やその周辺の地層の物性やその分布がその不確実性ととも評価され、申請する貯留区域内の坑井についてその位置及び現況が評価

する書面、賠償に係る準備金を証明する書面等の提出を求め、当該書面等により賠償能力を有していると確認できる場合

イ. 技術的能力を有するとは、例えば、次のような場合とする。

- ・申請書に添付する事業計画書、主たる技術者の履歴書等により、試掘を実施するに当たり必要となる技術者の体制が構築されているほか、主たる技術者が許可貯留区域等における貯留事業等及び法第 12 条第 1 項の政令で定めるものの開発に係る事業（諸外国においてこれらに相当するものを含む。）に従事した経験があると確認できる場合

ウ. 十分な社会的信用を有するとは、例えば、次のような場合とする。なお、以下に掲げる事項はあくまで例示であり、特定の事項への該当又は非該当を以て直ちにその適格性を判断するためのものではなく、個別具体的な事例に照らして総合的に評価し、その事例から試掘の許可を与えることが著しく不適当な場合についてのみ、不許可処分を行うものとする。

- ・反社会的行為に関与したことがない場合
- ・故意又は重過失により我が国の法令又は諸外国の法令の規定に違反に違反し、当該法令の規定に基づき行政処分を受けたことがない場合
- ・国内外における他産業の利益を無視するなどの強引な石油・天然ガス等の開発又は貯留事業等を実施したことがない場合

② 第 2 号関係

法に規定されているとおりであり、更に具体的な基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

されている場合

ウ. 地層の物性の空間的な3次元分布の評価が可能な地質モデルと、二酸化炭素の安定的な貯蔵が行われることを検討するために必要なシミュレーションモデルが構築されている場合

エ. ア～ウの検討結果やその不確実性を踏まえて二酸化炭素の安定的な貯蔵その他の貯留事業の安定的な遂行に支障を及ぼす可能性のあるリスクシナリオに対して、発生確率・結果の重大度の観点から調査・分析を行い、リスクマネジメントが実施されている場合

④ 第4号関係

貯留事業等と他人の貯留事業等との調整を図る趣旨の基準であり、より具体的には、例えば、次のような場合とする。

ア. 既に行われている他人の貯留事業等に係る許可貯留区域等に隣接した許可貯留区域等において貯留事業等を行うことにより、当該他人が二酸化炭素の貯蔵の状況を監視するために地震探査を行うことを妨げるなど、当該他人の貯留事業等に係る法に基づく義務の履行に支障を及ぼすものでない場合

イ. 既に行われている他人の許可貯留区域等に隣接した許可貯留区域等において貯留事業等を行うことにより、当該他人がその行う貯留事業等の用に供する貯留等工作物を設置することなどを妨げるものでない場合

⑤ 第5号関係

試掘と他人の鉱業との調整を図る趣旨の基準であり、より具体的には、例えば、次のような場合とする。

ア. 既に行われている他人の鉱業に係る鉱区と許可貯留区域等の直上の区域が隣接している場合において、当該許可貯留区域等において継続的に貯留事業等を行うことにより、当該他人が当該鉱区において鉱物を採掘することなどを妨げるものでない場合

⑥ 第6号関係

貯留事業等と農業、漁業その他の産業との調整を図る趣旨の基準であり、より具体的には、例えば、次のような場合とする。

③ 第4号関係

試掘と他人の貯留事業等との調整を図る趣旨の基準であり、より具体的には、例えば、次のような場合とする。

ア. 既に行われている他人の貯留事業に係る許可貯留区域に隣接した許可試掘区域において試掘を行うことにより、当該他人が二酸化炭素の貯蔵の状況を監視するために地震探査を行うことを妨げるなど、当該他人の貯留事業に係る法に基づく義務の履行に支障を及ぼすものでない場合

イ. 既に行われている他人の許可貯留区域等に隣接した許可試掘区域において試掘を行うことにより、当該他人がその行う貯留事業等の用に供する貯留等工作物を設置することなどを妨げるものでない場合

④ 第5号関係

試掘と他人の鉱業との調整を図る趣旨の基準であり、より具体的には、例えば、次のような場合とする。

ア. 既に行われている他人の鉱業に係る鉱区と許可貯留区域の直上の区域が隣接している場合において、当該許可試掘区域において継続的に試掘を行うことにより、当該他人が当該鉱区において鉱物を採掘することなどを妨げるものでない場合

⑤ 第6号関係

試掘と農業、漁業その他の産業との調整を図る趣旨の基準であり、より具体的には、例えば、次のような場合とする。

ア．農地又はその周辺において<u>貯留事業等</u>を行うことにより、当該農地で行う農業の用に供する水管を破裂させるおそれを生じさせるものでない場合 イ．農地若しくはその周辺又は漁業が行われている区域において<u>貯留事業等</u>を行うことにより、当該農業又は漁業の安定的な活動を妨げ、農作物の収穫量や漁獲量を大幅に減少させるおそれを生じさせるものでない場合 ⑦ 第7号関係 <u>貯留事業等</u>を行うことが公共の利益の増進に支障をおよぼすおそれがあるものでないことを確認する趣旨の基準であり、より具体的には、例えば、次のような場合とする。 ア．<u>貯留事業等</u>を行う貯留層において、我が国事業者がその排出した二酸化炭素を貯蔵する必要性が認められるにもかかわらず、専ら外国で排出された二酸化炭素のみを貯蔵することを予定しているため、我が国におけるカーボンニュートラルの実現に貢献しないなど、我が国の国益を損なうものであると認められるものでない場合 (2) 法第9条第2項の規定による試掘の許可の更新 法第9条第2項の規定による試掘の許可の更新に係る審査基準については、<u>同条第4項各号</u>に基準が規定されているところであり、より具体的には次のとおりとする。 ① 第1号関係 誠実に試掘をした事実又はその準備をした事実があるかを確認する趣旨の基準であり、より具体的には、例えば次のような場合とする。 ア．法第9条第5項において準用する法第4条第3項第1号に規定する事業計画書に基づき、実施した試掘の実績が確認できる場合 イ．試掘者の責めに帰することができないと認められる事由により、試掘のための掘削リグ等の調達の開始が遅れるなどして、試掘の許可の有効期間内に試掘に着手できなかったものの、当該掘削リグ等の調達の準備を着実に	ア．農地又はその周辺において<u>試掘</u>を行うことにより、当該農地で行う農業の用に供する水管を破裂させるおそれを生じさせるものでない場合 イ．農地若しくはその周辺又は漁業が行われている区域において<u>試掘</u>を行うことにより、当該農業又は漁業の安定的な活動を妨げ、農作物の収穫量や漁獲量を大幅に減少させるおそれを生じさせるものでない場合 ⑥ 第7号関係 <u>試掘</u>を行うことが公共の利益の増進に支障をおよぼすおそれがあるものでないことを確認する趣旨の基準であり、より具体的には、例えば、次のような場合とする。 ア．<u>試掘を行った結果、当該試掘に係る地層が貯留層であると認められた場合には、当該貯留層において、我が国事業者がその排出した二酸化炭素を貯蔵する必要性が認められるにもかかわらず、専ら外国で排出された二酸化炭素のみを貯蔵することを予定しているため、我が国におけるカーボンニュートラルの実現に貢献しないなど、我が国の国益を損なうものであると認められるものでない場合</u> (2) 法第9条第2項の規定による試掘の許可の更新 法第9条第2項の規定による試掘の許可の更新に係る審査基準については、法第9条第4項各号に基準が規定されているところであり、より具体的には次のとおりとする。 ① 第1号関係 誠実に試掘をした事実又はその準備をした事実があるかを確認する趣旨の基準であり、より具体的には、例えば次のような場合とする。 ア．法第9条第5項において準用する法第4条第3項第1号に規定する事業計画書に基づき、実施した試掘の実績が確認できる場合 イ．試掘者の責めに帰することができないと認められる事由により、試掘のための掘削リグ等の調達の開始が遅れるなどして、試掘の許可の有効期間内に試掘に着手できなかったものの、当該掘削リグ等の調達の準備を着実に
--	--

に進めていたと確認できる場合 ② 第2号関係 試掘を継続する必要があるかを確認する趣旨の基準であり、より具体的には、例えば次のような場合とする。 ア. 地下の地層が貯留層かどうかを判断するために、なお地質構造の調査を行う必要がある場合 <u>(3) 法第10条第1項の規定による貯留事業の許可</u> <u>法第10条第1項の規定による貯留事業の許可については、同条第3項に許可の基準が規定されているところであり、より具体的には、同項第3号については次のような場合、その他については法第4条第1項の規定による貯留事業等の許可に係る審査基準の具体例に準じる。</u> <u>ア. 地下の地層が貯留事業の実施に適切かどうかを判断するために、なお地質構造の調査を行う必要がある場合</u> <u>(4) 法第12条第1項の規定による貯留事業等の許可</u> 法第12条第1項の規定による<u>貯留事業等</u>の許可については、<u>同条第3項に許可の基準が規定されているところであり、より具体的には、同項第1号については次のような場合、その他については法第4条第1項の規定による貯留事業等の許可に係る審査基準の具体例（第3号関係を除く）に準じる。</u> ア. 貯留層が存在し、又は存在する可能性があることが、過去開発していた又は現在開発している鉱区の地質構造の情報に照らして明らかであり、かつ、当該鉱区において<u>貯留事業等</u>を行う必要性が認められる場合 <u>(5) 法第12条第6項において準用する法第9条第2項の規定による試掘の許可の更新</u> 法第12条第6項において準用する法第9条第2項の規定による試掘の許可の更新については、法第9条第4項各号に基準が規定されているところであり、法第9条第2項の規定による試掘の許可の更新に係る審査基準を準用する	に進めていたと確認できる場合 ② 第2号関係 試掘を継続する必要があるかを確認する趣旨の基準であり、より具体的には、例えば次のような場合とする。 ア. 地下の地層が貯留層かどうかを判断するために、なお地質構造の調査を行う必要がある場合 (新設) <u>(3) 法第12条第1項の規定による試掘の許可</u> 法第12条第1項の規定による<u>試掘</u>の許可については、法第12条第3項に許可の基準が規定されているところであり、より具体的には、同項第1号については次のような場合、その他については法第4条第1項の規定による<u>試掘</u>の許可に係る審査基準の具体例に準じる。 ア. 貯留層が存在し、又は存在する可能性があることが、過去開発していた又は現在開発している鉱区の地質構造の情報に照らして明らかであり、かつ、当該鉱区において<u>試掘</u>を行う必要性が認められる場合 <u>(4) 法第12条第6項において準用する法第9条第2項の規定による試掘の許可の更新</u> 法第12条第6項において準用する法第9条第2項の規定による試掘の許可の更新については、法第9条第4項各号に基準が規定されているところであり、法第9条第2項の規定による試掘の許可の更新に係る審査基準を準用する
---	---

ものとする。

(6) 法第14条第1項の規定による許可貯留区域等の増減の許可

法第14条第1項の規定による許可貯留区域等の増減の許可については、同条第3項において準用する法第12条第3項各号（第1号及び第3号を除き、許可貯留区域等の減少に係る申請にあっては、第2号及び第4号に限る。）に許可の基準が規定されているところであり、より具体的には、例えば次のような場合とする。

① 第2号関係

許可貯留区域等の増加又は減少後において、貯留事業等を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力、十分な社会的信用を引き続き有していることを確認する趣旨の基準であり、より具体的には、法第4条第1項に規定する貯留事業等の許可に係る審査基準の具体例のうち、第1号関係に準じる。

② 第5号関係

許可貯留区域等の増加後において、試掘と他人の貯留事業等との調整を図る趣旨の基準であり、より具体的には、法第4条第1項に規定する貯留事業等の許可に係る審査基準の具体例のうち、第4号関係に準じる。

③ 第6号関係

許可貯留区域等の増加後において、貯留事業等と他人の鉱業との調整を図る趣旨の基準であり、より具体的には、法第4条第1項に規定する貯留事業等の許可に係る審査基準の具体例のうち、第5号関係に準じる。

④ 第7号関係

許可貯留区域等の増加後において、貯留事業等と農業、漁業その他の産業との調整を図る趣旨の基準であり、より具体的には、法第4条第1項に規定する貯留事業等の許可に係る審査基準の具体例のうち、第6号関係に準じる。

⑤ 第8号関係

許可貯留区域等の増加後において、貯留事業等を行うことが公共の利益の

ものとする。

(5) 法第14条第1項の規定による許可試掘区域の増減の許可

法第14条第1項の規定による許可試掘区域の増減の許可については、法第14条第3項において準用する法第12条第3項各号（第1号及び第3号を除き、許可試掘区域の減少に係る申請にあっては、第2号及び第4号に限る。）に許可の基準が規定されているところであり、より具体的には、例えば次のような場合とする。

① 第2号関係

許可試掘区域の増加又は減少後において、試掘を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力、十分な社会的信用を引き続き有していることを確認する趣旨の基準であり、より具体的には、法第4条第1項に規定する試掘の許可に係る審査基準の具体例のうち、第1号関係に準じる。

② 第5号関係

許可試掘区域の増加後において、試掘と他人の貯留事業等との調整を図る趣旨の基準であり、より具体的には、法第4条第1項に規定する試掘の許可に係る審査基準の具体例のうち、第4号関係に準じる。

③ 第6号関係

許可試掘区域の増加後において、試掘と他人の鉱業との調整を図る趣旨の基準であり、より具体的には、法第4条第1項に規定する試掘の許可に係る審査基準の具体例のうち、第5号関係に準じる。

④ 第7号関係

許可試掘区域の増加後において、試掘と農業、漁業その他の産業との調整を図る趣旨の基準であり、より具体的には、法第4条第1項に規定する試掘の許可に係る審査基準の具体例のうち、第6号関係に準じる。

⑤ 第8号関係

許可試掘区域の増加後において、試掘を行うことが公共の利益の増進に支

増進に支障をおよぼすおそれがあるものでないことを確認する趣旨の基準であり、より具体的には、法第4条第1項に規定する<u>貯留事業等</u>の許可に係る審査基準の具体例のうち、第7号関係に準じる。 <u>(7) 法第16条第1項の規定による許可貯留区域の分割及び合併の許可</u> <u>法第16条第1項による許可貯留区域の分割及び合併の許可については、同条第4項に基準が規定されているところであり、より具体的には、法第4条第1項に規定する貯留事業等の許可に係る審査基準（法第5条第1項第1号、第3号及び第7号関係に限る）を準用するものとする。</u> <u>(8) 法第17条第1項の規定による貯留事業等の譲渡及び譲受けの認可又は同条第2項の規定による貯留事業者等である法人の合併若しくは分割の認可</u> 法第17条第1項の規定による<u>貯留事業等</u>の譲渡及び譲受けの認可又は同条第2項の規定による<u>貯留事業者等</u>である法人の合併若しくは分割の認可については、法第17条第3項に認可の基準が規定されているところであり、より具体的には次のとおりとする。 ① 第1号関係 譲受人等が<u>貯留事業等</u>を適確に遂行するに足る経理的基礎及び技術的能力、十分な社会的信用を有することを確認する趣旨の基準であり、より具体的には、法第4条第1項に規定する<u>貯留事業等</u>の許可に係る審査基準の具体例のうち、第1号関係に準じる。 ② 第2号関係 法に規定されているとおりであり、更に具体的な基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。 ③ 第3号関係 <u>許可貯留区域内の貯留層において、二酸化炭素の安定的な貯蔵が行われることが見込まれることを確認する趣旨の基準であり、より具体的には、法第4条第1項に規定する貯留事業の許可に係る審査基準の具体例のうち、第3号関係に準じる。</u>	障をおよぼすおそれがあるものでないことを確認する趣旨の基準であり、より具体的には、法第4条第1項に規定する<u>試掘</u>の許可に係る審査基準の具体例のうち、第7号関係に準じる。 (新設) <u>(6) 法第17条第1項の規定による試掘の譲渡及び譲受けの認可又は同条第2項の規定による試掘者である法人の合併若しくは分割の認可</u> 法第17条第1項の規定による<u>試掘</u>の譲渡及び譲受けの認可又は同条第2項の規定による<u>試掘者</u>である法人の合併若しくは分割の認可については、法第17条第3項に認可の基準が規定されているところであり、より具体的には次のとおりとする。 ① 第1号関係 譲受人等が<u>試掘</u>を適確に遂行するに足る経理的基礎及び技術的能力、十分な社会的信用を有することを確認する趣旨の基準であり、より具体的には、法第4条第1項に規定する<u>試掘</u>の許可に係る審査基準の具体例のうち、第1号関係に準じる。 ② 第2号関係 法に規定されているとおりであり、更に具体的な基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。
---	---

④ 第4号関係

譲受人等が貯留事業等を行うことが公共の利益の増進に支障をおよぼすおそれがあるものでないことを確認する趣旨の基準であり、より具体的には、法第4条第1項に規定する貯留事業等の許可に係る審査基準の具体例のうち、第7号関係に準じる。

(9) 法第18条第1項の規定による相続の届出

法第18条第1項の規定による相続の届出については、同条第3項に相続人の適合性に係る審査基準が規定されているところであり、より具体的には次のとおりとする。

① 第1号関係

相続人等が貯留事業等を的確に遂行するに足る経理的基礎及び技術的能力、十分な社会的信用を有することを確認する趣旨の基準であり、より具体的には、法第4条第1項に規定する貯留事業等の許可に係る審査基準の具体例のうち、第1号関係に準じる。

② 第2号関係

法に規定されているとおりであり、更に具体的な基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

③ 第3号関係

許可貯留区域内の貯留層において、二酸化炭素の安定的な貯蔵が行われることが見込まれることを確認する趣旨の基準であり、より具体的には、法第4条第1項に規定する貯留事業の許可に係る審査基準の具体例のうち、第3号関係に準じる。

④ 第4号関係

相続人が貯留事業等を行うことが公共の利益の増進に支障をおよぼすおそれがあるものでないことを確認する趣旨の基準であり、より具体的には、法第4条第1項に規定する貯留事業等の許可に係る審査基準の具体例のうち、第7号関係に準じる。

③ 第4号関係

譲受人等が試掘を行うことが公共の利益の増進に支障をおよぼすおそれがあるものでないことを確認する趣旨の基準であり、より具体的には、法第4条第1項に規定する試掘の許可に係る審査基準の具体例のうち、第7号関係に準じる。

(7) 法第18条第1項の規定による相続の届出

法第18条第1項の規定による相続の届出については、法第18条第3項に相続人の適合性に係る審査基準が規定されているところであり、より具体的には次のとおりとする。

① 第1号関係

相続人等が試掘を的確に遂行するに足る経理的基礎及び技術的能力、十分な社会的信用を有することを確認する趣旨の基準であり、より具体的には、法第4条第1項に規定する試掘の許可に係る審査基準の具体例のうち、第1号関係に準じる。

② 第2号関係

法に規定されているとおりであり、更に具体的な基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

③ 第4号関係

相続人が試掘を行うことが公共の利益の増進に支障をおよぼすおそれがあるものでないことを確認する趣旨の基準であり、より具体的には、法第4条第1項に規定する試掘の許可に係る審査基準の具体例のうち、第7号関係に準じる。

<u>(10) 法第 22 条第 1 項の規定により読み替えて適用する第 53 条第 4 項の規定による特定閉鎖措置の終了の確認</u> <u>法第 22 条第 1 項の規定により読み替えて適用する第 53 条第 4 項の規定による特定閉鎖措置の終了の確認については、省令第 55 条第 3 項に確認の基準が規定されているところであり、より具体的には次のような場合とする。</u> ① 第 1 号関係 <u>許閉鎖措置計画に従って閉鎖措置が実施され、貯留事業場が可能な限り原状回復されている場合。</u> ② 第 2 号関係 <u>坑井からの二酸化炭素の漏えいを防ぐ観点から坑井の健全性が保たれていることが示されており、閉鎖措置実施後に新たに取得されたモニタリング結果において漏えいの兆候がない場合。</u>	(新設)
<u>(11) 法第 22 条第 1 項の規定により読み替えて適用する第 53 条第 5 項の規定による特定閉鎖措置に係る貯留開始貯留事業の廃止の許可</u> <u>法第 22 条第 1 項の規定により読み替えて適用する第 53 条第 5 項の規定による特定閉鎖措置に係る貯留開始貯留事業の廃止の許可については、法第 53 条第 8 項に許可の基準が規定されているところであり、より具体的には次のような場合とする。</u> ① 第 1 号関係 <u>廃止しようとする貯留開始貯留事業に係る許可貯留区域内の貯留層におけるモニタリング結果に照らした最新のシミュレーションモデルと二酸化炭素の挙動が概ね合致していることが科学的に示されており、かつ、地下構造への著しい影響が無いことを含め、将来にわたる二酸化炭素の長期的な安定性が示されている場合。</u> ② 第 2 号関係 <u>機構に拠出金が納付されており、機構が交付する「機構に拠出金が納付されていることを証する書面」が申請書に添付されている場合。</u> ③ 第 3 号関係	(新設)

<u>機構に対し、サイト特性評価やモデリング・シミュレーションに関する事項、モニタリングに関する事項、リスクマネジメントに関する事項、地域住民等の関係者への情報提供の状況に関する事項、その他通知貯留区域管理業務に関連する貯留事業実施計画における各事項の変更の履歴等が適切に引き継がれている場合。</u>	
<u>(12) 法第 22 条第 3 項の規定による特定閉鎖措置計画の認可</u> <u>法第 22 条第 3 項の規定による特定閉鎖措置計画の認可については、同条第 6 項及び省令第 19 条に認可の基準が規定されているところであり、より具体的には、例えば次のような場合とする。</u> <u>ア. 原則、圧入井、観測井等の貯留事業に係る全ての抗井が閉塞される場合</u> <u>イ. 原則、掘削用機械、圧送機、火薬類取扱所、配管、周辺設備等の貯留事業に係る工作物が撤去される場合</u> <u>ウ. 抗井におけるケーシングやセメントの健全性が評価される場合</u> <u>エ. 二酸化炭素の漏えいを防止するための措置が講じられる場合</u> <u>オ. モニタリング結果に照らした最新のシミュレーションモデルと二酸化炭素の挙動が概ね合致していることが科学的に示されており、かつ、将来にわたる二酸化炭素の長期的な安定性が示される場合</u>	(新設)
<u>(13) 法第 22 条第 5 項の規定による特定閉鎖措置計画の変更の認可</u> <u>法第 22 条第 5 項の規定による特定閉鎖措置計画の変更の認可については、同条第 6 項及び省令第 19 条に認可の基準が規定されているところであり、同条第 3 項の規定による特定閉鎖措置計画の認可の審査基準を準用するものとする。</u>	(新設)
<u>(14) 法第 37 条第 2 項の規定による貯留事業着手の延長の認可</u> <u>法第 37 条第 2 項の規定による貯留事業着手の延期の認可については、認可を受けることができるやむを得ない理由とは、例えば、次のような場合とする。</u> <u>ア. 天災地変の影響により貯留事業に着手できない場合</u>	(新設)

<u>イ. 他の法令等による制限があり、当該貯留事業の未着手がやむを得ないと認められる場合</u>	
<u>(15) 法第 37 条第 5 項の規定による貯留事業休止の認可</u> <u>法第 37 条第 5 項の規定による貯留事業休止の認可については、認可を受けることができる理由とは、例えば、次のような場合とする。</u> <u>ア. 貯留事業者が行う貯留事業が、農業、漁業その他の産業の利益を損じ、著しく公共の福祉に反するようになる可能性がある」と認められる場合</u> <u>イ. 天変地変の影響により貯留事業の継続が困難と認められる場合</u>	(新設)
<u>(16) 法第 38 条第 1 項の規定による貯留事業実施計画の認可</u> <u>法第 38 条第 1 項の規定による貯留事業実施計画の認可については、同条第 2 項各号に認可の基準が規定されているところであり、より具体的には次のとおりとする。</u> <u>① 第 1 号関係</u> <u>貯留事業の方法が適切であるかどうかを確認する趣旨の基準であり、より具体的には、例えば、次のような場合とする。</u> <u>ア. 地質評価に関する事項として、貯留サイト特性評価、モデリング・シミュレーションに関する事項により貯留容量、圧入性、封じ込め能力等が適切に評価されており、その評価に照らして、リスクマネジメント、モニタリングに関する事項が適切に検討されている場合</u> <u>イ. 操業計画に関する事項として、地質評価結果も踏まえた抗井の掘削・仕上げ・改修計画、二酸化炭素の圧入計画、閉鎖措置の概要等が示され、その方法等が適切な計画となっている場合</u> <u>ウ. 貯留事業の方法が、農業、漁業その他の産業の利益を損じ、公共の福祉に反する可能性がないと認められる場合</u> <u>② 第 2 号関係</u> <u>貯留事業場における保安を確保するための措置が適切に実施されることが見込まれるかどうかを確認するための基準であり、より具体的には、例え</u>	(新設)

ば、次のような場合とする。

ア．土地の掘削に伴うガスの噴出、地表の沈下等の被害を防止する措置が適切であると認められる場合

イ．二酸化炭素の注入及び貯蔵に伴う監視その他の貯留層における二酸化炭素の貯蔵に関する措置が適切であると認められる場合

ウ．貯留等工作物の工事、維持及び運用に関する措置が適切であると認められる場合

エ．火薬類の取扱いに関する措置が適切であると認められる場合

オ．火気の取扱いに関する措置が適切であると認められる場合

カ．保安規程、従業者に対する保安教育、作業監督者による保安の監督その他の貯留事業場における自主的な保安に関する措置が適切であると認められる場合

③ 第3号関係

二酸化炭素の漏えいに関連するリスクシナリオの調査とそれらに対するリスクマネジメントを実施していることを確認するための基準であり、より具体的には、例えば、次のような場合とする。

ア．リスクシナリオの調査とリスクマネジメントの実施により、二酸化炭素の漏えいを未然に防ぎ、仮に漏えいが発生した場合も、応急の措置を講ずることで漏出に至ることを防ぐことができる計画が定められている場合。

④ 第4号関係

二酸化炭素の貯蔵の状況を把握するためのモニタリング計画を適切に定めていることを確認するための基準であり、より具体的には、例えば、次のような場合とする。

ア．省令第33条第2項及び海域貯留層省令第11条第2項において規定されているモニタリングの対象について、早期かつ的確に状況を把握することができるモニタリングの項目・方法・頻度が計画されている場合

イ．省令第33条第1項及び海域貯留層省令第11条第1項において規定されているモニタリングの各区分におけるモニタリングの項目・方法・頻度が計画されており、区分の移行に関する考え方について検討されている場合

ウ. 二酸化炭素の注入開始以降の評価に用いるデータを必要に応じて二酸化炭素の注入前に取得する等、事業段階に応じたモニタリング計画が適切に検討されている場合

⑤ 第5号関係

二酸化炭素の貯蔵が海域の貯留層において行われる場合に、海洋環境の保全を図る観点から、貯蔵する二酸化炭素の特性について確認するための基準であり、より具体的には、例えば、次のような場合とする。

ア. 第5号イについて、貯蔵する二酸化炭素が二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行令（令和6年政令第251号）第3条第1項に規定されている基準を満たすことが確認できるデータとして、貯蔵する二酸化炭素の成分及び濃度が示されている場合

イ. 第5号ロについて、二酸化炭素の発生源又は発生地を明らかにするとともに、貯蔵するに至る処理の過程が適切であると認められる場合

⑥ 第6号関係

貯留事業が適切に実施されることが見込まれるかどうかを確認するための基準であり、より具体的には、例えば、次のような場合とする。

ア. 坑口の閉塞その他坑井の取扱いに関する措置が適切であると認められる場合

イ. 貯留事業を行うための資金計画について、貯留事業に関する計画に照らし、合理的な内容のものであると認められる場合

ウ. 貯留事業を行うために必要となる技術者が配置されていると認められる場合

エ. 二酸化炭素の圧入計画に照らして、貯蔵する二酸化炭素の一年当たりの注入量及び注入に係る期間並びに許可貯留区域内の貯留層に貯蔵し得る二酸化炭素の最大量が適切であると認められる場合

オ. 貯蔵する二酸化炭素の漏えいを防止するための措置の検討において明らかにしたリスクシナリオに基づき、二酸化炭素が大気又は海洋に漏出した場合における環境に及ぼす影響の評価が適切に実施されていると認められる場合

<u>カ. 二酸化炭素の注入終了後から貯留開始貯留事業の廃止の許可を受けるまでの期間における、モニタリング、閉鎖措置、二酸化炭素の漏えいが発生、又はそのおそれがある場合における応急の措置に要する費用について、総見積額及び義務の履行が可能となる資金確保措置の計画が適切に検討されていると認められる場合</u> <u>キ. 通知貯留区域管理業務の実施に必要な費用として、貯蔵された二酸化炭素のモニタリング、一部の坑井や工作物が残された場合におけるその維持・管理・閉塞又は撤去及び二酸化炭素の漏えい防止のための応急の措置に要する費用の見込みを適切に算定していると認められる場合</u>	
<u>(17) 法第 39 条第 1 項の規定による貯留事業実施計画の変更の認可</u> <u>法第 39 条第 1 項の規定による貯留事業実施計画の変更の認可に係る審査基準については、同条第 3 項において準用する法第 38 条第 2 項各号に認可の基準が規定されているところであり、法第 38 条第 1 項の規定による貯留事業実施計画の認可に係る審査基準を準用するものとする。</u>	(新設)
<u>(18) 法第 45 条第 4 項の規定による拠出金の額の決定及び変更の認可</u> <u>法第 45 条第 4 項の規定による拠出金の額の決定及び変更の認可に係る審査基準については、省令第 36 条に拠出金を定めるに当たっての基準が規定されているところであり、より具体的には、貯蔵された二酸化炭素のモニタリング、一部の坑井や工作物が残された場合におけるその維持・管理・閉塞又は撤去及び二酸化炭素の漏えい防止のための応急の措置に要する費用の長期的な見通しに照らして必要な金額が確保でき、貯留事業者が安定的に貯留事業を遂行できる場合とする。</u>	(新設)
<u>(19) 法第 50 条第 2 項の規定による特定貯留事業約款以外の条件による特定貯留事業の承認</u> <u>法第 50 条第 2 項の規定による特定貯留事業約款以外の条件による特定貯留事業の承認に係る審査基準については、特定貯留事業約款により難い特別の事</u>	(新設)

<u>情がある場合に限るものであり、具体的には以下の場合とする。</u> <u>ア．特定貯留事業を行うに当たり、新たに建設する設備等に多額の費用を要する、又は少数の需要である等、多くの事業者と一律の取引を行うことを前提としてあらかじめ約款という形式で定めることが困難な場合</u> <u>イ．正当な理由に基づいて区別を行う場合を除き、二酸化炭素の貯蔵の役務の提供を受けようとする者に対して公平である場合</u>	
<u>(20) 法第 53 条第 2 項の規定による閉鎖措置計画の認可</u> <u>法第 53 条第 2 項の規定による閉鎖措置計画の認可に係る審査基準については、法第 53 条第 3 項の規定により読み替える法第 22 条第 6 項及び省令第 54 条第 1 項に認可の基準が規定されているところであり、法第 22 条第 3 項の規定による特定閉鎖措置計画の認可の審査基準を準用するものとする。</u>	(新設)
<u>(21) 法第 53 条第 3 項において準用する法第 22 条第 5 項の規定による閉鎖措置計画の変更の認可</u> <u>法第 53 条第 3 項において準用する法第 22 条第 5 項の規定による特定閉鎖措置計画の変更の認可については、法第 53 条第 3 項の規定により読み替える法第 22 条第 6 項及び省令第 54 条第 1 項に認可の基準が規定されているところであり、法第 22 条第 3 項の規定による特定閉鎖措置計画の認可の審査基準を準用するものとする。</u>	(新設)
<u>(22) 法第 53 条第 4 項の規定による閉鎖措置計画の終了の確認</u> <u>法第 53 条第 4 項の規定による閉鎖措置計画の終了の確認に係る審査基準については、法第 22 条第 1 項の規定により読み替えて適用する第 53 条第 4 項の規定による特定閉鎖措置の終了の確認の規定による閉鎖措置計画の認可に係る審査基準を準用するものとする。</u>	(新設)
<u>(23) 法第 53 条第 5 項の規定による貯留開始貯留事業の廃止の許可</u> <u>法第 53 条第 5 項の規定による貯留開始貯留事業の廃止の許可に係る審査基</u>	(新設)

<u>準については、法第 22 条第 1 項の規定により読み替えて適用する第 53 条第 5 項の規定による特定閉鎖措置に係る貯留開始貯留事業の廃止の許可に係る審査基準を準用するものとする。</u> (24) 法第 58 条第 3 項において準用する法第 37 条第 2 項の規定による試掘の事業着手の延期の認可 法第 58 条第 3 項において準用する法第 37 条第 2 項の規定による試掘の事業着手の延期の認可について、<u>法第 37 条第 2 項の規定による貯留事業着手の延長の認可の審査基準を準用するものとする。</u> (25) 法第 58 条第 3 項において準用する法第 37 条第 5 項の規定による試掘の事業休止の認可 法第 58 条第 3 項において準用する法第 37 条第 5 項の規定による試掘の事業休止の認可について、<u>法第 37 条第 5 項の規定による貯留事業休止の認可の審査基準を準用するものとする。</u> (26) 法第 59 条第 1 項の規定による試掘実施計画の認可 法第 59 条第 1 項の規定による試掘実施計画の認可については、法第 59 条第 2 項各号に認可の基準が規定されているところであり、より具体的には次のとおりとする。 ① 第 1 号関係 試掘の方法が適切であるかどうかを確認する趣旨の基準であり、より具体的には、例えば、次のような場合とする。	(8) 法第 58 条第 3 項において準用する法第 37 条第 2 項の規定による試掘の事業着手の延期の認可 法第 58 条第 3 項において準用する法第 37 条第 2 項の規定による試掘の事業着手の延期の認可について、<u>認可を受けることができるやむを得ない理由とは、例えば、次のような場合とする。</u> <u>ア. 天災地変の影響により試掘の事業に着手できない場合</u> <u>イ. 他の法令等による制限があり、当該試掘の事業の未着手がやむを得ないと認められる場合</u> (9) 法第 58 条第 3 項において準用する法第 37 条第 5 項の規定による試掘の事業休止の認可 法第 58 条第 3 項において準用する法第 37 条第 5 項の規定による試掘の事業休止の認可について、<u>認可を受けることができる理由とは、例えば、次のような場合とする。</u> <u>ア. 試掘者が行う試掘が、農業、漁業その他の産業の利益を損じ、著しく公共の福祉に反するようになる可能性がある」と認められる場合</u> <u>イ. 天変地変の影響により試掘の事業の継続が困難と認められる場合</u> (10) 法第 59 条第 1 項の規定による試掘実施計画の認可 法第 59 条第 1 項の規定による試掘実施計画の認可については、法第 59 条第 2 項各号に認可の基準が規定されているところであり、より具体的には次のとおりとする。 ① 第 1 号関係 試掘の方法が適切であるかどうかを確認する趣旨の基準であり、より具体的には、例えば、次のような場合とする。
--	---

ア．試掘の方法が、自然条件及び立地条件を踏まえ合理的であると認められる場合 イ．試掘の方法が、農業、漁業その他の産業の利益を損じ、公共の福祉に反する可能性がないと認められる場合 ウ．遮水及び仕上げの方法が適切であると認められる場合 ② 第2号関係 試掘場における保安を確保するための措置が適切に実施されることが見込まれるかどうかを確認するための基準であり、より具体的には、例えば、次のような場合とする。 ア．土地の掘削に伴うガスの噴出、地表の沈下等の被害を防止する措置が適切であると認められる場合 イ．貯留等工作物の工事、維持及び運用に関する措置が適切であると認められる場合 ウ．火薬類の取扱いに関する措置が適切であると認められる場合 エ．火気の取扱いに関する措置が適切であると認められる場合 <u>オ．保安規程、従業者に対する保安教育、作業監督者による保安の監督その他の試掘場における自主的な保安に関する措置が適切であると認められる場合</u> ③ 第3号関係 試掘が適切に実施されることが見込まれるかどうかを確認するための基準であり、より具体的には、例えば、次のような場合とする。 ア．坑口の閉塞その他坑井の取扱いに関する措置が適切であると認められる場合 イ．試掘を行うための資金計画について、試掘に関する計画に照らし、合理的な内容のものであると認められる場合 ウ．試掘を行うために必要となる技術者が配置されていると認められる場合 <u>(27) 法第60条第1項の規定による試掘実施計画の変更の認可</u> 法第60条第1項の規定による試掘実施計画の変更の認可に係る審査基準に	ア．試掘の方法が、自然条件及び立地条件を踏まえ合理的であると認められる場合 イ．試掘の方法が、農業、漁業その他の産業の利益を損じ、公共の福祉に反する可能性がないと認められる場合 ウ．遮水及び仕上げの方法が適切であると認められる場合 ② 第2号関係 試掘場における保安を確保するための措置が適切に実施されることが見込まれるかどうかを確認するための基準であり、より具体的には、例えば、次のような場合とする。 ア．土地の掘削に伴うガスの噴出、地表の沈下等の被害を防止する措置が適切であると認められる場合 イ．貯留等工作物の工事、維持及び運用に関する措置が適切であると認められる場合 ウ．火薬類の取扱いに関する措置が適切であると認められる場合 エ．火気の取扱いに関する措置が適切であると認められる場合 ③ 第3号関係 試掘が適切に実施されることが見込まれるかどうかを確認するための基準であり、より具体的には、例えば、次のような場合とする。 ア．坑口の閉塞その他坑井の取扱いに関する措置が適切であると認められる場合 イ．試掘を行うための資金計画について、試掘に関する計画に照らし、合理的な内容のものであると認められる場合 ウ．試掘を行うために必要となる技術者が配置されていると認められる場合 <u>(11) 法第60条第1項の規定による試掘実施計画の変更の認可</u> 法第60条第1項の規定による試掘実施計画の変更の認可に係る審査基準に
--	--

ついては、同条第3項において準用する法第59条第2項各号に認可の基準が規定されているところであり、法第59条第1項の規定による試掘実施計画の認可に係る審査基準を準用するものとする。	ついては、同条第3項において準用する法第59条第2項各号に認可の基準が規定されているところであり、法第59条第1項の規定による試掘実施計画の認可に係る審査基準を準用するものとする。
<u>(28) 法第82条第2項の規定による特定導管輸送事業約款以外の条件による特定導管輸送事業の承認</u> <u>法第82条第2項の規定による特定導管輸送事業約款以外の条件による特定導管輸送事業の承認に係る審査基準については、特定導管輸送事業約款により難い特別の事情がある場合に限るものであり、具体的には以下の場合とする。</u> <u>ア．特定導管輸送事業を行うに当たり、新たに建設する設備等に多額の費用を要する、又は少数の需要である等、多くの事業者と一律の取引を行うことを前提としてあらかじめ約款という形式で定めることが困難な場合</u> <u>イ．正当な理由に基づいて区別を行う場合を除き、二酸化炭素の輸送の役務の提供を受けようとする者に対して公平である場合</u> <u>(29) 法第91条第1項の規定による登録導管輸送工作物検査機関の登録</u> <u>法第91条第1項の規定による登録導管輸送工作物検査機関の登録（法第95条第1項の規定による登録導管輸送工作物検査機関の登録の更新を含む。）については、法第94条第1項各号に登録の基準が規定されており、更に具体的な基準を作成することは困難であるため、基準は作成しない。</u>	(新設) (新設)
<u>(30) 法第107条第1項の規定による探査の許可</u> 法第107条第1項の規定による探査の許可に係る審査基準については、法第108条各号に許可の基準が規定されているところであり、より具体的には次のとおりとする。 ① 第1号関係 省令第48条に規定されているとおりであり、更に具体的な基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。	<u>(12) 法第107条第1項の規定による探査の許可</u> 法第107条第1項の規定による探査の許可に係る審査基準については、法第108条各号に許可の基準が規定されているところであり、より具体的には次のとおりとする。 ① 第1号関係 省令第48条に規定されているとおりであり、更に具体的な基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

②～⑥ （略） <u>(31)</u> 法第 109 条第 1 項の規定による探査の変更の許可 法第 109 条第 1 項の規定による探査の許可に係る審査基準については、同条第 2 項において準用する法第 108 条各号に許可の基準が規定されているところであり、法第 107 条第 1 項の規定による探査の許可に係る審査基準を準用するものとする。 <u>(32)</u> 法第 112 条第 1 項の規定による探査の許可を受けた者である法人の合併及び分割の承認 法第 112 条第 1 項の規定による探査の許可を受けた者である法人の合併及び分割の承認に係る審査基準については、同条第 2 項において読み替えて準用する法第 108 条第 2 号（ハ及びホを除く。）及び第 6 号に許可の基準が規定されているところであり、法第 107 条第 1 項の規定による探査の許可に係る審査基準を準用するものとする。 <u>(33)</u> 法第 113 条第 1 項の規定による探査の許可を受けた者の相続の承認 法第 113 条第 1 項の規定による探査の許可を受けた者の相続の承認に係る審査基準については、同条第 3 項において準用する法第 108 条第 2 号（イからハまで及びホに限る。）及び第 6 号に許可の基準が規定されているところであり、法第 107 条第 1 項の規定による探査の許可に係る審査基準を準用するものとする。	②～⑥ （略） <u>(13)</u> 法第 109 条第 1 項の規定による探査の変更の許可 法第 109 条第 1 項の規定による探査の許可に係る審査基準については、同条第 2 項において準用する法第 108 条各号に許可の基準が規定されているところであり、法第 107 条第 1 項の規定による探査の許可に係る審査基準を準用するものとする。 <u>(14)</u> 法第 112 条第 1 項の規定による探査の許可を受けた者である法人の合併及び分割の承認 法第 112 条第 1 項の規定による探査の許可を受けた者である法人の合併及び分割の承認に係る審査基準については、同条第 2 項において読み替えて準用する法第 108 条第 2 号（ハ及びホを除く。）及び第 6 号に許可の基準が規定されているところであり、法第 107 条第 1 項の規定による探査の許可に係る審査基準を準用するものとする。 <u>(15)</u> 法第 113 条第 1 項の規定による探査の許可を受けた者の相続の承認 法第 113 条第 1 項の規定による探査の許可を受けた者の相続の承認に係る審査基準については、同条第 3 項において準用する法第 108 条第 2 号（イからハまで及びホに限る。）及び第 6 号に許可の基準が規定されているところであり、法第 107 条第 1 項の規定による探査の許可に係る審査基準を準用するものとする。
<u>(34)</u> 法第 116 条第 1 項の規定による土地の立入りの許可 法第 116 条第 1 項の規定による土地の立入りの許可に際しては、次に掲げる要件を満たしていない場合には許可しない。 ア．土地の所有権者が土地の立入りについて拒絶している等により、私法上	<u>(16)</u> 法第 116 条第 1 項の規定による土地の立入りの許可 法第 116 条第 1 項の規定による土地の立入りの許可に際しては、次に掲げる要件を満たしていない場合には許可しない。 ア．土地の所有権者が土地の立入りについて拒絶している等により、私法上

の手段では立入りが困難と認められること。 イ．立入りの目的が、貯留等工作物（試掘に係るものに限る。）の設置に関する測量、実地調査又は工事のためであること。 ウ．立入りの期間が、イ．の目的を達成するために妥当な期間であること。 <u>(35) 法第 120 条第 1 項の規定による土地の使用の許可</u> 法第 120 条第 1 項の規定による土地の使用の許可に際しては、次に掲げる要件を満たしていない場合には許可しない。 ア．土地の所有者等が土地の使用について拒絶している等により、私法上の手段では使用が困難と認められること。 イ．使用の目的が、法第 118 条第 1 項各号に掲げる目的のためであること。 ウ．他の土地をもって代えることが著しく困難であると認められること。 <u>(36) 法第 123 条の規定による水の使用に関する権利に係る許可</u> 法第 123 条の規定による水の使用に関する権利に係る許可に際しては、<u>法第 120 条第 1 項の規定による土地の使用の許可の審査基準を準用するものとする。</u> <u>(37) 法附則第 3 条第 2 項の規定による貯留事業の許可</u> <u>法附則第 3 条第 2 項の規定による貯留事業の許可については、法附則第 3 条第 5 項の規定により準用する法第 10 条第 3 項第 1 号（経理的基礎及び技術的能力に係る部分に限る）及び第 4 号に許可の基準が規定されているところであり、より具体的には、法第 4 条第 1 項の規定による貯留事業等の許可に係る審査基準の具体例のうち、第 1 号関係ア及びイ、並びに第 4 号関係に準じる。</u>	の手段では立入りが困難と認められること。 イ．立入りの目的が、貯留等工作物（試掘に係るものに限る。）の設置に関する測量、実地調査又は工事のためであること。 ウ．立入りの期間が、イ．の目的を達成するために妥当な期間であること。 <u>(17) 法第 120 条第 1 項の規定による土地の使用の許可</u> 法第 120 条第 1 項の規定による土地の使用の許可に際しては、次に掲げる要件を満たしていない場合には許可しない。 ア．土地の所有者等が土地の使用について拒絶している等により、私法上の手段では使用が困難と認められること。 イ．使用の目的が、法第 118 条第 1 項各号に掲げる目的のためであること。 ウ．他の土地をもって代えることが著しく困難であると認められること。 <u>(18) 法第 123 条の規定による水の使用に関する権利に係る許可</u> 法第 123 条の規定による水の使用に関する権利に係る許可に際しては、<u>(17) に掲げる審査基準を準用するものとする。</u> (新設)
第 2 処分の基準 <u>(1) 法第 15 条の規定による許可貯留区域の増減の申請命令</u>	第 2 処分の基準 (新設)

<u>法第 15 条の規定による許可貯留区域の増減の申請命令については、同条に命令の基準が規定されており、より具体的には次のとおりとする。</u> <u>ア. 二酸化炭素の貯蔵の監視状況から、二酸化炭素の安定的な貯蔵に当たり、許可貯留区域が不十分であると認められる場合</u> <u>イ. 農地若しくはその周辺又は漁業が行われている区域において貯留事業を行うことにより、当該農業又は漁業の安定的な活動を妨げ、農作物の収穫量や漁獲量を大幅に減少させた場合</u> <u>(2) 法第 19 条第 1 項の規定による許可貯留区域等の減少の処分又は貯留事業等の許可の取消し</u> 法第 19 条第 1 項の規定による許可貯留区域等の減少の処分又は貯留事業等の許可の取消し（以下 <u>(2)</u> 及び <u>(3)</u> において「取消し等」という。）については、同項に取消し等の基準が規定されており、より具体的には次のとおりとする。 ア. 農地若しくはその周辺又は漁業が行われている区域において試掘を行うことにより、当該農業又は漁業の安定的な活動を妨げ、農作物の収穫量や漁獲量を大幅に減少させた場合 <u>(3) 法第 19 条第 2 項の規定による貯留事業等の許可の取消し等</u> 法第 19 条第 2 項の規定による貯留事業等の許可の取消し等については、同項に取消し等の基準が規定されているところであり、より具体的には次のとおりとする。 ア. 既に行われている他人の貯留事業に係る許可貯留区域に隣接した又はその周辺の許可貯留区域等において貯留事業等を行うことにより、当該他人が二酸化炭素の貯蔵の状況を監視するために地震探査を行うことを妨げるなど、当該他人の貯留事業に係る法に基づく義務の履行に支障を及ぼした場合 イ. 既に行われている他人の許可貯留区域等に隣接した又はその周辺の許可貯留区域等において貯留事業等を行うことにより、当該他人がその行う貯	<u>(1) 法第 19 条第 1 項の規定による許可試掘区域の減少の処分又は試掘の許可の取消し</u> 法第 19 条第 1 項の規定による許可試掘区域の減少の処分又は試掘の許可の取消し（以下 <u>(1)</u> 及び <u>(2)</u> において「取消し等」という。）については、同項に取消し等の基準が規定されており、より具体的には次のとおりとする。 ア. 農地若しくはその周辺又は漁業が行われている区域において試掘を行うことにより、当該農業又は漁業の安定的な活動を妨げ、農作物の収穫量や漁獲量を大幅に減少させた場合 <u>(2) 法第 19 条第 2 項の規定による取消し等</u> 法第 19 条第 2 項の規定による取消し等については、同項に取消し等の基準が規定されているところであり、より具体的には次のとおりとする。 ア. 既に行われている他人の貯留事業に係る許可貯留区域に隣接した又はその周辺の許可試掘区域において試掘を行うことにより、当該他人が二酸化炭素の貯蔵の状況を監視するために地震探査を行うことを妨げるなど、当該他人の貯留事業に係る法に基づく義務の履行に支障を及ぼした場合 イ. 既に行われている他人の許可貯留区域等に隣接した又はその周辺の許可試掘区域において試掘を行うことにより、当該他人がその行う貯留事業等
---	---

留事業等の用に供する貯留等工作物を設置することなどを妨げた場合 ウ. 既に行われている他人の鉱業に係る鉱区に隣接した又はその周辺の許可 <u>貯留区域等</u>において継続的に<u>貯留事業等</u>を行うことにより、当該他人が当 該鉱区において鉱物を採掘することなどを妨げた場合 (4) 法第 19 条第 3 項の規定による<u>貯留事業等</u>の許可の取消し 法第 19 条第 3 項の規定による<u>貯留事業等</u>の許可の取消しについては、同項 各号に取消しの基準が規定されているところであり、より具体的には次のとおり とする。 ① 第 1 号及び第 3 号から第 8 号まで関係 法に規定されているとおりであり、更に具体的な基準を作成することが困 難であるため、基準は作成しない。 ② 第 2 号関係 <u>貯留事業者等</u>が経理的基礎や技術的能力に係る基準に適合しなくなった ときに<u>貯留事業等</u>の許可を取り消すことができる基準が規定されていると ころであり、より具体的には、例えば、次のような場合とする。 ア. <u>貯留事業等</u>を行うための資金が不足している状況であって当該資金の調 達が行われる見込みがなく、<u>貯留事業等</u>の継続が困難と認められる場合 イ. <u>貯留事業等</u>を実施するに当たり必要となる技術者の体制の変更等により <u>貯留事業者等</u>が技術的能力を有しない状況となり、<u>貯留事業等</u>の継続が困 難と認められる場合 (5) 法第 22 条第 9 項の規定による<u>二酸化炭素の安定的な貯蔵又は公共の安全</u> <u>の維持若しくは災害の発生の防止のための措置命令</u> <u>法第 22 条第 9 項の規定による措置命令については、同項に処分の基準が規</u> <u>定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基</u> <u>準は作成しない。</u> (6) 法第 23 条第 2 項の規定による措置命令	の用に供する貯留等工作物を設置することなどを妨げた場合 ウ. 既に行われている他人の鉱業に係る鉱区に隣接した又はその周辺の許可 <u>試掘区域</u>において継続的に<u>試掘</u>を行うことにより、当該他人が当該鉱区に おいて鉱物を採掘することなどを妨げた場合 (3) 法第 19 条第 3 項の規定による<u>試掘</u>の許可の取消し 法第 19 条第 3 項の規定による<u>試掘</u>の許可の取消しについては、同項各号に 取消しの基準が規定されているところであり、より具体的には次のとおりとす る。 ① 第 1 号及び第 3 号から第 8 号まで関係 法に規定されているとおりであり、更に具体的な基準を作成することが困 難であるため、基準は作成しない。 ② 第 2 号関係 <u>試掘者</u>が経理的基礎や技術的能力に係る基準に適合しなくなったときに <u>試掘</u>の許可を取り消すことができる基準が規定されているところであり、よ り具体的には、例えば、次のような場合とする。 ア. <u>試掘</u>を行うための資金が不足している状況であって当該資金の調達が行 われる見込みがなく、<u>試掘</u>の継続が困難と認められる場合 イ. <u>試掘</u>を実施するに当たり必要となる技術者の体制の変更等により<u>試掘者</u> が技術的能力を有しない状況となり、<u>試掘</u>の継続が困難と認められる場合 (新設) (4) 法第 23 条第 2 項の規定による措置命令
--	---

法第 23 条第 2 項の規定による措置命令については、同項に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。	法第 23 条第 2 項の規定による措置命令については、同項に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。
<u>(7) 法第 41 条第 2 項の規定による認可貯留事業実施計画の変更命令</u> <u>法第 41 条第 2 項の規定による認可貯留事業実施計画の変更命令については、同項に処分の基準が規定されているところであり、更に具体的な基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。</u>	(新設)
<u>(8) 法第 42 条の規定による貯留事業の全部又は一部の停止命令</u> <u>法第 42 条の規定による貯留事業の全部又は一部の停止命令については、同条各号に処分の基準が規定されており、更に具体的な基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。</u>	(新設)
<u>(9) 法 43 条第 3 項の規定による二酸化炭素の貯蔵の状況を適切に監視していないと認めるときの措置命令</u> <u>法 43 条第 3 項の規定による二酸化炭素の貯蔵の状況を適切に監視していないと認めるときの措置命令については、同項に処分の基準が規定されており、更に具体的な基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。</u>	(新設)
<u>(10) 法第 44 条第 2 項の規定による二酸化炭素の注入を終了した後の貯留開始貯留事業の実施に必要な費用に充てるための資金を確保するための措置を講じていないと認めるときの措置命令</u> <u>法第 44 条第 2 項の規定による二酸化炭素の注入を終了した後の貯留開始貯留事業の実施に必要な費用に充てるための資金を確保するための措置を講じていないと認めるときの措置命令については、同項に処分の基準が規定されており、更に具体的な基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。</u>	(新設)
<u>(11) 法第 45 条第 6 項の規定による拠出金の額の変更命令</u>	(新設)

<u>法第 45 条第 6 項の規定による拋出金の額の変更命令については、同項に処分の基準が規定されており、更に具体的な基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。</u>	
<u>(12) 法第 48 条第 2 項の規定による二酸化炭素の漏えいの防止のための応急措置命令</u> <u>法第 48 条第 2 項の規定による二酸化炭素の漏えいの防止のための応急措置命令については、同項に処分の基準が規定されており、更に具体的な基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。</u>	(新設)
<u>(13) 法第 50 条第 3 項の規定による特定貯留事業約款の変更命令</u> <u>法第 50 条第 3 項の規定による特定貯留事業約款の変更命令については、同項各号に命令の基準が規定されており、具体的には次のような場合とする。</u> ① <u>第 1 号関係</u> <u>貯留料金が明らかに著しく高水準、又は、工事に関する費用の負担の方法が明らかに非合理的な場合</u> ② <u>第 2 号関係</u> <u>特定貯留事業約款において定められている計算式をもって、二酸化炭素の注入量等に応じた料金が計算可能でない場合</u> ③ <u>第 3 号関係</u> <u>正当な理由に基づいて区別を行う場合を除き、全ての二酸化炭素の貯蔵の役務の提供を受けようとする者に対して公平でない場合</u>	(新設)
<u>(14) 法第 50 条第 5 項の規定による正当な理由なく特定貯留事業約款による二酸化炭素の貯蔵の役務の提供を拒んだときの役務提供命令</u> <u>法第 50 条第 5 項の規定による正当な理由なく特定貯留事業約款による二酸化炭素の貯蔵の役務の提供を拒んだときの役務提供命令については、同項に処分の基準が規定されており、更に具体的な基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。</u>	(新設)

<u>(15) 法第 51 条第 2 項の規定による不当な優先的取扱い等の停止又は変更命令</u> <u>法第 51 条第 2 項の規定による不当な優先的取扱い等の停止又は変更の命令</u> <u>については、同項に処分の基準が規定されており、具体的には、法第 50 条第</u> <u>3 項の規定による特定貯留事業約款の変更命令の処分の基準の具体例のうち、</u> <u>第 3 号関係に準じる。</u>	(新設)
<u>(16) 法第 52 条の規定による貯留事業の業務改善命令</u> <u>法第 52 条の規定による貯留事業の業務改善命令については、同条に処分の</u> <u>基準が規定されており、具体的には、貯留事業の運営が適切ではないため、二</u> <u>酸化炭素の貯蔵の役務の提供を受ける者の利益の保護又は貯留事業の健全な</u> <u>発達に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認める場合とする。</u>	(新設)
<u>(17) 法第 53 条第 3 項において準用する法第 22 条第 9 項の規定による二酸化炭</u> <u>素の安定的な貯蔵又は公共の安全の維持若しくは災害の発生の防止のための</u> <u>措置命令</u> <u>法第 53 条第 3 項において準用する法第 22 条第 9 項の規定による措置命令</u> <u>については、同項に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を</u> <u>作成することが困難であるため、基準は作成しない。</u>	(新設)
<u>(18) 法第 57 条第 5 項において準用する法第 23 条第 2 項の規定による坑口の閉</u> <u>塞等の措置の円滑かつ着実な実施又は公共の安全の維持若しくは災害の発生</u> <u>の防止のための措置命令</u> <u>法第 57 条第 5 項において準用する法第 23 条第 2 項の規定による措置命令</u> <u>については、同項に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を</u> <u>作成することが困難であるため、基準は作成しない。</u>	(新設)
<u>(19) 法第 62 条第 2 項の規定による認可試験実施計画の変更命令</u> <u>法第 62 条第 2 項の規定による認可試験実施計画の変更命令については、同</u>	<u>(5) 法第 62 条第 2 項の規定による認可試験実施計画の変更命令</u> <u>法第 62 条第 2 項の規定による認可試験実施計画の変更命令については、同</u>

項に処分の基準が規定されているところであり、更に具体的な基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。 <u>(20) 法第 63 条の規定による試掘停止命令</u> 法第 63 条の規定による試掘停止命令については、同条各号に処分の基準が規定されており、更に具体的な基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。 <u>(21) 法第 64 条第 3 項において準用する法第 23 条第 2 項の規定による措置命令</u> 法第 64 条第 3 項において準用する法第 23 条第 2 項の規定による措置命令については、同項に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。 <u>(22) 法第 66 条第 3 項の規定による公共の安全の維持又は災害の発生の防止のための措置命令</u> 法第 66 条第 3 項の規定による公共の安全の維持又は災害の発生の防止のための措置命令については、同条<u>第 1 項又は第 2 項の規定に基づき、省令第 73 条第 1 項から第 3 項まで</u>を基として個々の事例ごとに判断するものとする。 <u>(23) 法第 67 条第 2 項の規定による貯留等工作物の修理、使用停止命令等</u> 法第 67 条第 2 項の貯留等工作物の修理、使用停止命令等については、同項の規定に基づき、貯留等工作物等の技術上の基準を定める省令（令和 6 年経済産業省令第 74 号。以下「技術基準省令」という。）を基として個々の事例ごとに判断するものとする。 <u>(24) 法第 67 条第 3 項の規定による貯留等工作物の移転、使用停止命令等</u> 法第 67 条第 3 項の規定による貯留等工作物の移転、使用停止命令等については、同項に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。	項に処分の基準が規定されているところであり、更に具体的な基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。 <u>(6) 法第 63 条の規定による試掘停止命令</u> 法第 63 条の規定による試掘停止命令については、同条各号に処分の基準が規定されており、更に具体的な基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。 <u>(7) 法第 64 条第 3 項において準用する法第 23 条第 2 項の規定による措置命令</u> 法第 64 条第 3 項において準用する法第 23 条第 2 項の規定による措置命令については、同項に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。 <u>(8) 法第 66 条第 3 項の規定による公共の安全の維持又は災害の発生の防止のための措置命令</u> 法第 66 条第 3 項の規定による公共の安全の維持又は災害の発生の防止のための措置命令については、同条第 2 項の規定に基づき、省令<u>第 23 条第 1 項及び第 2 項</u>を基として個々の事例ごとに判断するものとする。 <u>(9) 法第 67 条第 2 項の規定による貯留等工作物の修理、使用停止命令等</u> 法第 67 条第 2 項の貯留等工作物の修理、使用停止命令等については、同項の規定に基づき、貯留等工作物等の技術上の基準を定める省令（令和 6 年経済産業省令第 74 号。以下「技術基準省令」という。）を基として個々の事例ごとに判断するものとする。 <u>(10) 法第 67 条第 3 項の規定による貯留等工作物の移転、使用停止命令等</u> 法第 67 条第 3 項の規定による貯留等工作物の移転、使用停止命令等については、同項に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。
---	--

<u>(25) 法第 69 条第 4 項の規定による保安規程の変更命令</u> 法第 69 条第 4 項の規定による保安規程の変更命令については、同項に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。 <u>(26) 法第 73 条の規定による作業監督者の解任命令</u> 法第 73 条の規定による作業監督者の解任命令については、同条に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。 <u>(27) 法第 74 条第 3 項の規定による貯留事業場等における保安に関する事項の調査等の命令</u> 法第 74 条第 3 項の規定による貯留事業場等における保安に関する事項の調査等の命令については、同項に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。 <u>(28) 法第 75 条第 5 項の規定による工事計画の変更又は廃止の命令</u> 法第 75 条第 5 項の規定による工事計画の<u>変更又は廃止の命令</u>については、同項の規定に基づき、技術基準省令を基として個々の事例ごとに判断するものとする。 <u>(29) 法第 82 条第 3 項の規定による特定導管輸送事業約款の変更命令</u> <u>法第 82 条第 3 項の規定による特定導管輸送事業約款の変更命令については、同項各号に命令の基準が規定されており、具体的には次のような場合とする。</u> ① <u>第 1 号関係</u> <u>導管輸送料金が明らかに著しく高水準、又は、工事に関する費用の負担の方法が明らかに非合理的な場合</u>	<u>(11) 法第 69 条第 4 項の規定による保安規程の変更命令</u> 法第 69 条第 4 項の規定による保安規程の変更命令については、同項に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。 <u>(12) 法第 73 条の規定による作業監督者の解任命令</u> 法第 73 条の規定による作業監督者の解任命令については、同条に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。 <u>(13) 法第 74 条第 3 項の規定による貯留事業場等における保安に関する事項の調査等の命令</u> 法第 74 条第 3 項の規定による貯留事業場等における保安に関する事項の調査等の命令については、同項に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。 <u>(14) 法第 75 条第 5 項の規定による工事計画の廃止命令等</u> 法第 75 条第 5 項の規定による工事計画の<u>廃止命令等</u>については、同項の規定に基づき、技術基準省令を基として個々の事例ごとに判断するものとする。 (新設)
--	--

② 第2号関係 <u>特定導管輸送事業約款において定められている計算式をもって、二酸化炭素の輸送量等に応じた料金が計算可能でない場合</u> ③ 第3号関係 <u>正当な理由に基づいて区別を行う場合を除き、全ての二酸化炭素の輸送の役務の提供を受けようとする者に対して公平でない場合</u> (30) <u>法第82条第5項の規定による正当な理由なく特定導管輸送事業約款による二酸化炭素の輸送の役務の提供を拒んだときの役務提供命令</u> <u>法第82条第5項の規定による正当な理由なく特定導管輸送事業約款による二酸化炭素の輸送の役務の提供を拒んだときの役務提供命令については、同項に処分の基準が規定されており、更に具体的な基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。</u> (31) <u>法第83条第2項の規定による不当な優先的取扱い等の停止又は変更命令</u> <u>法第83条第2項の規定による不当な優先的取扱い等の停止又は変更の命令については、同項に処分の基準が規定されており、具体的には、法第82条第3項の規定による特定貯留事業約款の変更命令の処分の基準の具体例のうち、第3号関係に準じる。</u> (32) <u>法第84条の規定による導管輸送事業の業務改善命令</u> <u>法第84条の規定による導管輸送事業の業務改善命令については、同条に処分の基準が規定されており、具体的には、導管輸送事業の運営が適切ではないため、二酸化炭素の輸送の役務の提供を受ける者の利益の保護又は貯留事業の健全な発達に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認める場合とする。</u> (33) <u>法第86条第2項の規定による導管輸送工作物の修理、使用停止命令等</u> <u>法第86条第2項の規定による導管輸送工作物の修理、使用停止命令等については、同項の規定に基づき、技術基準省令を基として個々の事例ごとに判</u>	(新設) (新設) (新設) (新設)
--	---

<u>断するものとする。</u> (34) <u>法第 86 条第 3 項の規定による導管輸送工作物の移転、使用停止命令等</u> <u>法第 86 条第 3 項の規定による導管輸送工作物の移転、使用停止命令等につ</u> <u>いては、同項に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作</u> <u>成することが困難であるため、基準は作成しない。</u> (35) <u>法第 88 条第 3 項の規定による保安規程の変更命令</u> <u>法第 88 条第 3 項の規定による保安規程の変更命令については、同項に処分</u> <u>の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難で</u> <u>あるため、基準は作成しない。</u> (36) <u>法第 89 条において準用する法第 73 条の規定による作業監督者の解任命</u> <u>令</u> <u>法第 89 条において準用する法第 73 条の規定による作業監督者の解任命令</u> <u>については、同条に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準</u> <u>を作成することが困難であるため、基準は作成しない。</u> (37) <u>法第 90 条第 5 項の規定による工事計画の変更又は廃止の命令</u> <u>法第 90 条第 5 項の規定による工事計画の変更又は廃止の命令については、</u> <u>同項の規定に基づき、技術基準省令を基として個々の事例ごとに判断するも</u> <u>のとする。</u> (38) <u>法第 98 条第 3 項の規定による登録導管輸送工作物検査機関の業務規程の</u> <u>変更命令</u> <u>法第 98 条第 3 項の規定による登録導管輸送工作物検査機関の業務規程の変</u> <u>更命令については、同項に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分</u> <u>の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。</u>	(新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設)
---	---

<u>(39) 法第 101 条の規定による登録導管輸送工作物検査機関に対する適合命令</u> <u>法第 101 条の規定による登録導管輸送工作物検査機関に対する適合命令に</u> <u>ついては、同条に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を</u> <u>作成することが困難であるため、基準は作成しない。</u> <u>(40) 法第 102 条の規定による登録導管輸送工作物検査機関に対する改善命令</u> <u>法第 102 条の規定による登録導管輸送工作物検査機関に対する改善命令に</u> <u>ついては、同条に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を</u> <u>作成することが困難であるため、基準は作成しない。</u> <u>(41) 法第 104 条第 1 項及び第 2 項の規定による登録導管輸送工作物検査機関</u> <u>の登録の取消し等</u> <u>法第 104 条第 1 項及び第 2 項の規定による登録導管輸送工作物検査機関の</u> <u>登録の取消し等については、同条に取消し等の基準が規定されており、更に</u> <u>具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。</u>	(新設) (新設)
<u>(42) 法第 110 条の規定による探査の許可の取消し</u> <u>(略)</u> <u>(43) 法第 111 条の規定による違反行為に対する措置命令</u> <u>(略)</u> <u>(44) 法第 115 条の規定による探査の結果の報告命令</u> <u>(略)</u>	<u>(15) 法第 110 条の規定による探査の許可の取消し</u> <u>(略)</u> <u>(16) 法第 111 条の規定による違反行為に対する措置命令</u> <u>(略)</u> (新設)